

守谷市 放課後子ども総合プラン

～ 児童クラブと放課後子ども教室 一体的な取組 ～

- 1 放課後子ども総合プランの概要
- 2 守谷市放課後子ども総合プランの歴史
- 3 守谷市における放課後子ども教室と児童クラブ
- 4 守谷市放課後子ども総合プランの特徴
- 5 各施設（公設）の名称及び利用定員
- 6 運営組織の体制
- 7 守谷市放課後子ども総合プランの一日の流れ
- 8 さまざまな合同活動
- 9 民設民営児童クラブの概要

※ 3～8は、公設クラブに関する概要です。



守谷市教育委員会

こども家庭庁（令和4年度以前は厚生労働省）と文部科学省が連携し、「放課後子ども総合プラン」（平成26年7月策定）→「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年9月策定）→「放課後児童対策パッケージ」（令和5年12月策定）に基づき、放課後児童対策の一層の強化を図ってきたことを踏まえ、守谷市は、当初の『**放課後子ども総合プラン**』を事業名とし、子どもたちの声を取り入れながら、現状に合った放課後児童対策を進めます。

1 放課後子ども総合プランの概要

放課後子ども総合プランは、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、こども家庭庁所管の「放課後児童健全育成事業（児童クラブ）」と文部科学省所管の「放課後子供教室」を一体的あるいは連携して実施するという総合的な放課後対策事業のことです。

『放課後児童対策パッケージ2025』（令和6年12月公表）における放課後児童対策にかかる取組（国が継続的に進捗管理）

- 児童クラブの整備：約125万人分の受け皿整備を進め、早期に待機児童解消を図る。達成後も必要な定員確保が図られるよう注視する。
- 児童クラブと放課後子ども教室の連携：親の就労状況に関わらず、安全・安心な居場所の確保を図る。両事業の参加児童が交流できるよう、早期に全てを連携型とする。
- 学校施設を活用した児童クラブの整備：学校施設の積極的な活用を推進する。所管部局が学校施設の活用を求める場合には、総合教育会議を活用するなどして調整を図り、早期に全て学校施設が活用できるようにする。

守谷市の放課後子ども総合プラン2025（令和7年度施政方針より）

児童クラブは、ニーズに応じた受け入れができるよう、特定地域選択制度や学校の適正配置計画に対応した公設児童クラブ及び民設民営児童クラブの支援、部屋数の確保により、待機児童ゼロの継続に努めるとともに、一体型で実施する放課後子ども教室と連携し、学校・地域等の支援により、スポーツ・文化活動体験、学習支援をはじめとする継続的な学びの提供や、朝の校庭・体育館の開放など、新たなプログラムの創設について検討を進めます。

放課後子供教室【文部科学省】

全ての子どもを対象に、地域の方々の参画を得て、学習や様々な体験・交流活動、スポーツ・文化活動等の機会を提供する取組

※国では「放課後子供教室」ですが、守谷市は「放課後子ども教室」と表しています。



合同で活動を行うことが
放課後子ども総合プラン

放課後児童健全育成事業【こども家庭庁】

保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に、適切な遊び及び生活の場を提供

※守谷市では、「放課後児童健全育成事業」を「児童クラブ」と表しています。

2 守谷市放課後子ども総合プランの歴史

	放課後子ども教室	児童クラブ	運営等
平成4年度～ 平成12年度		【平成4年度】仲町児童クラブ（守谷小）開設 【平成5年度】北守谷児童クラブ（御所ヶ丘小）開設 【平成7年度】南守谷児童クラブ（松ヶ丘小）開設 【平成8年度】郷州小学校児童クラブ開設 【平成9年度】黒内小学校児童クラブ開設 【平成10年度】松前台小学校児童クラブ開設 【平成11年度】高野小学校児童クラブ開設 【平成12年度】大野小学校児童クラブ 大井沢小学校児童クラブ開設	担当課：児童福祉課
平成16年度	「子どもの居場所づくり事業」大井沢小・松ヶ丘小・郷州小		【居場所】担当課：生涯学習課 【クラブ】担当課：児童福祉課
平成17年度	守谷小・黒内小・大野小 対象：1～6年生		
平成18年度	↓ 御所ヶ丘小・松前台小・高野小 午後5時終了	保育料徴収開始	
平成19年度	「放課後子ども教室事業」に事業名変更（文部科学省）		担当課：生涯学習課 放課後子どもプラン（一体型）事業開始
平成21年度		長期休業期間及び学校代休日等の開所時刻を午前8時30分から午前7時30分に変更	
平成22年度		学校長に施設長委嘱、土曜日開所	
平成24年度		4年生まで受入開始	運営業務の民間委託開始 1期目【3年間】：(株)アンフィニ
平成25年度		早朝保育開始（午前7時開所） 閉所時刻を午後6時から午後7時に変更	
平成27年度		6年生まで受入開始	運営業務委託 2期目【5年間】：(株)アンフィニ
平成30年度	週一回の「無料日」を廃止し、年数回の「体験日」を開設		
令和2年度	新型コロナウイルス感染症の影響により休止（5月～）	延長保育開始（午後7時15分まで）	運営業務委託 3期目【5年間】：(株)アンフィニ
令和3年度			【民設民営】補助対象事業者公募型プロポーザルにて選考
令和4年度		民設民営児童クラブ運営事業者補助事業開始（1施設）	
令和5年度	↓		【民設民営】補助対象事業者公募型プロポーザルにて選考
令和6年度	再開（9月～）対象：1～3年生 午後4時20分終了	民設民営児童クラブ運営事業者補助事業（2施設増）	【公設】運営業務委託事業者公募型プロポーザルにて選考
令和7年度			運営業務委託 4期目【5年間】：(株)アンフィニ

3 守谷市における放課後子ども教室と児童クラブ（公設）

内 容	放課後子ども教室	児童クラブ
活動場所	学校の余裕教室や特別教室	学校内の専用施設もしくは余裕教室
対象児童	守谷市内の小学校に在学する小学生（１年生～３年生）	保護者の就労等により、放課後に留守家庭となる 市内在住の小学生（１年生～６年生）
活動日・活動時間	各学校の授業終了から午後４時20分まで	平日（月曜日から金曜日） 授業終了後から午後７時 土曜日、長期休暇期間、各学校振替休業日 午前７時30分から午後７時 （早朝午前７時から、延長午後7時15分まで）
休所日	土曜、日曜、祝日、学校振替休業日、長期休業日 （上記の他に、学校行事日などは休所になる場合あり）	日曜、祝日、8/13から8/16 年末年始（12/29から1/3）
参加費・保育料	各小学校の体験日（不定期）の参加は無料 体験日以外に参加する場合は月額2,000円 （7月・8月の参加費は合わせて2,000円とし、8月に納付）	月曜日から金曜日 月額3,500～4,500円（7月・8月は5,000円） 月曜日から土曜日 月額4,500～5,500円（7月・8月は6,000円） ＊月ごとに変動（7月・8月に休所する場合、減額あり）
その他の費用	傷害保険料 年額800円	傷害保険料 年額800円 保護者会費 月額3,000円程度（おやつ代など）

4 守谷市放課後子ども総合プランの特徴

ポイント

放課後対策の担当窓口が
同じです

他市町村

文部科学省	こども家庭庁
子ども教室	児童クラブ
教育委員会	市長部局 (福祉部門)

守谷市

文部科学省	こども家庭庁
子ども教室	児童クラブ
教育委員会生涯学習課	

放課後対策事業は国の担当機関が分かれています。他市町村でも縦割りで担当しているケースがあり、その場合には児童に関する情報が2つに分かれていたり、放課後に対する想いも2通りの考えがあったりなど、合同活動を行う上での課題が多くあります。守谷市は、担当課が同じであることにより、両事業を連携して取り組むことができます。

ポイント

総合プランの施設長が
学校長です



●●小学校の校長です

●●子ども総合プランの施設長
です

放課後子ども総合プランの運営に当たっては、児童が通う小学校との連携は欠かすことができません。

夏休みなどの長期一日保育時には、児童クラブに申込をする家庭が増えるので、学校の特別教室などを借用する必要があります。また、放課後に児童を安全にお預かりするために、学校との情報交換は必要不可欠です。しかし、同じ子どもなのに、学校運営時間内と放課後を完全に分けて考える学校が少なくありません。

守谷市では、そういった課題を解決するために、総合プランの施設長を校長先生に委嘱し、マネージャー等への指導・助言をお願いしています。そうすることにより、学校との連携がスムーズになり、学校・地域・クラブが協力して子どもたちにとって安全・安心な居場所を提供することができます。

ポイント

児童クラブは基本的に
学校敷地内にあります

守谷市内の放課後児童クラブ専用施設は、基本的に学校敷地内にあります。そのため、下校後に児童だけで校外に出て移動する必要がなく、事故や事件に巻き込まれる可能性を防いでいます。

また、学校敷地内にあることより、広い校庭で遊んだり、雨天時には体育館を利用できるなどの利点もあります。

他市町村では、まだまだ整備が出来ていない地域もあります。

ポイント

運営委員会や
実行委員会が充実

年度中に最低でも2回、放課後の事業に対する報告会が設けられています。

【運営委員会】

各学校ごとに、学校長やPTA会長、地域ボランティア、支援員等が参加し、運営に必要な協議や報告を行います。

【実行委員会】

全ての学校が合同で放課後対策事業の協議や報告を行うことにより、様々な意見交換ができます。

5 各施設（公設）の名称及び利用定員

学校名	放課後子ども教室名称	児童クラブ名称	クラブ数（規則）	定員
守谷小学校	もりっこひろば	守谷小学校児童クラブ	6	240人
御所ヶ丘小学校	ワクワクパーク御所	御所ヶ丘小学校児童クラブ	2	75人
松ヶ丘小学校	松っ子広場	松ヶ丘小学校児童クラブ	4	160人
郷州小学校	郷州寺子屋	郷州小学校児童クラブ	2	80人
黒内小学校	黒内っ子「秘密基地」	黒内小学校児童クラブ	11	420人
松前台小学校	げんきっこひろば	松前台小学校児童クラブ	2	80人
高野小学校	アソ☆ビバ	高野小学校児童クラブ	2	80人
大井沢小学校	遊・友・大井沢	大井沢小学校児童クラブ	4	160人
大野小学校	大野っこ	大野小学校児童クラブ	2	80人

利用状況：1年間を通して利用する児童数 ※児童クラブの（ ）内は長期休業期間のみ利用する児童数

※令和6年9月1日現在

守谷		御所ヶ丘		松ヶ丘		郷州		黒内		松前台		高野		大井沢		大野	
クラブ	教室	クラブ	教室	クラブ	教室	クラブ	教室	クラブ	教室	クラブ	教室	クラブ	教室	クラブ	教室	クラブ	教室
230人 (51人)	22人	69人 (38人)	10人	151人 (39人)	11人	96人 (27人)	8人	332人 (93人)	31人	67人 (20人)	3人	41人 (23人)	3人	128人 (43人)	10人	69人 (11人)	8人
利用率															合計		1,289人 (※345人)

放課後学校で過ごす児童数 全校児童数
1,289人 ÷ 4,132人 = 31.2% ※他、長期休み時のみ児童クラブを利用する児童が345人登録

6 運営組織の体制

運営は民間事業者に委託しています。（＝公設民営）

総括管理者

放課後子ども総合プランの運営に関する責任者であり、関係機関との調整、支援員等に指導を行う。
児童厚生員・保育士・教員等の有資格者であり、10年以上の実務経験を有する者であること。

専任指導員

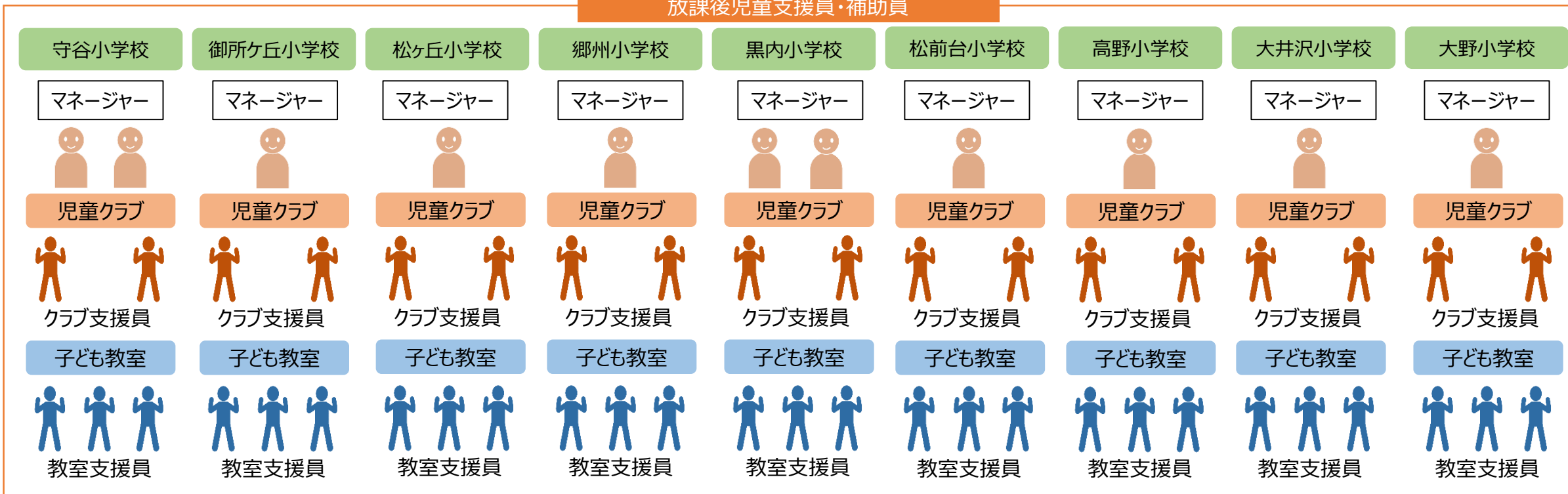
総括責任者をサポートする者であり、マネージャー、支援員に指導を行う。
保育士・社会福祉士・教員等の有資格者であること。



※マネージャーのほかに、サブマネージャーを配置しているクラブがあります。

支援員の人数は、クラブ数に応じて変動します。
児童クラブは2名×クラブ数、子ども教室は3名程度

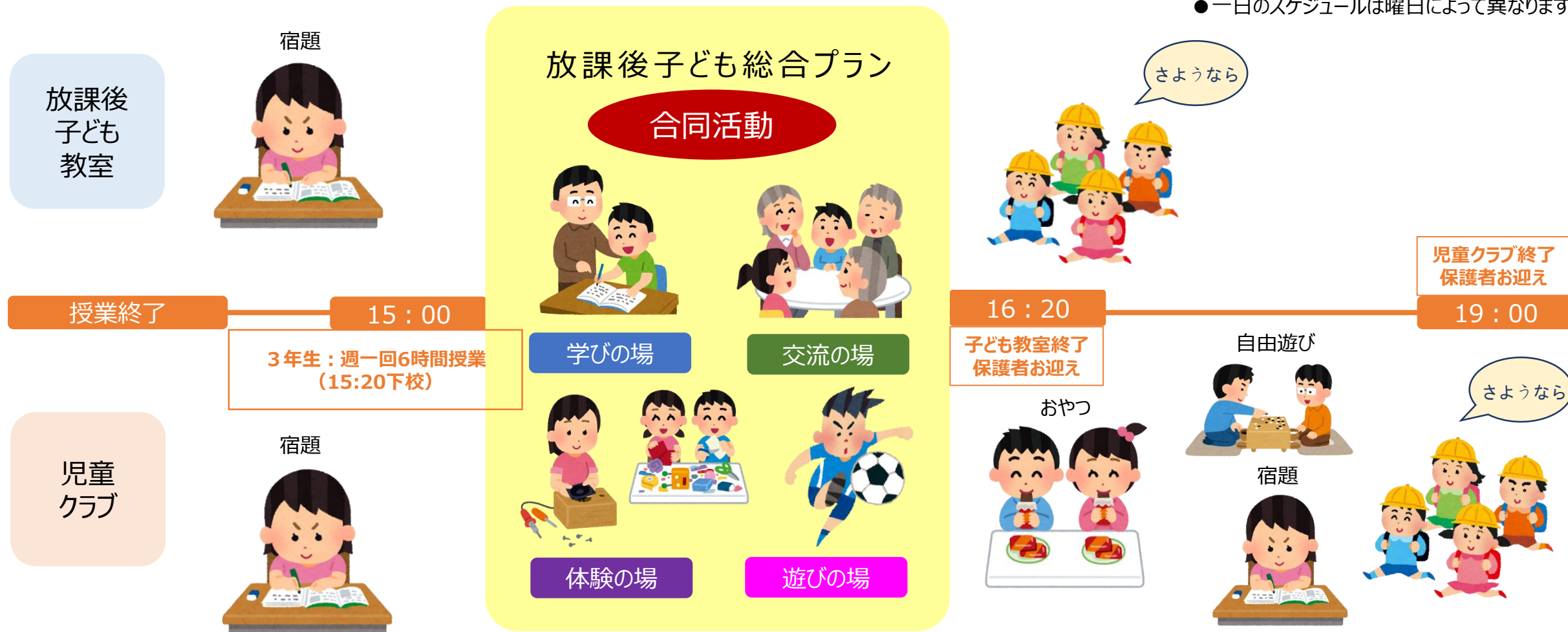
放課後児童支援員・補助員



地 域 ボ ラ ン テ ィ ア

7 守谷市放課後子ども総合プランの一日の流れ

●一日のスケジュールは曜日によって異なります



一日の中で「放課後子ども教室」と「児童クラブ」の子どもたちが合同活動を行います。
合同活動の実施に当たっては、学校との連携・協力により活動を行う場所の確保や、スタッフ相互の連携が重要です。
守谷市の放課後子ども総合プランでは、両事業に参加する子どもたちの情報を共有するために、全支援員が約1時間の始業前ミーティングを行うこととしています。

8 さまざまな合同活動



サッカー教室	落語教室	ジャグリング教室	紙飛行機づくり教室	おもしろ理科実験教室
スナッグゴルフ教室	バウンドテニス体験	バトミントン教室	おなか元気教室	男女共同参画出張講座
森林教室	起震車体験	ひょうたんお絵描き教室	弦楽四重奏演奏会	よさこいソーラン踊り教室
太極拳教室	手話教室	世界の民族衣装体験	人形劇鑑賞	ボールスロー教室

9 民設民営児童クラブの概要

施設名	所在地	対象校	定員(クラブ数)	移動方法
花きりんjunior	守谷市立沢1001-1	全校	36名(1)	専用バス
付加サービス : 習い事(学習塾・プログラミング・書道・英会話) ・ 延長預かり				
こどもパレット守谷	守谷市中央1-20-1 中田ビル1階・2階	黒内小学校	44名(2)	徒歩
付加サービス : 習い事(宿題サポート・補習授業・書道・図画絵画・英会話) ・ 延長預かり				
児童クラブOmeno守谷駅前	守谷市中央2-7-2(2階)	黒内小学校	37名(1)	徒歩
付加サービス : 習い事(ダンス・英語教室) ・ 延長預かり				

各施設ホームページより

【参考】

守谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第21号)で規定する支援員の配置、施設及び設備

- ① 専用区域の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。
- ② 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員をもってこれに代えることができる。
- ③ 支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援単位であって、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。